

日本大学クレール射撃部後援会 定款

最終改正:平成二四年四月六日

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、日本大学クレール射撃部後援会（以下「当会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、事務所を日本大学クレール射撃部事務所内に置く。

2 本会は、役員会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当会は、会員相互の親睦を基調とし、日本大学クレール射撃部（以下「クレール射撃部」という。）の後援を通じて、クレール射撃競技の健全な普及と振興を図り、青少年の心身を鍛え、将来我が国及び世界に対し貢献しうる、自律した人格の形成を援助する事、もって国民のスポーツ文化発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために当会は以下の事業を行う。

1. クレール射撃部の後援
2. 学生選手への射撃指導
3. 若年層へのクレール射撃の普及と部への勧誘
4. クレール射撃部及び後援会の活動の広報・宣伝
5. 会員相互の親睦会（ただし費用は本会会計外で行い、余剰金の使途を参加者に公表する）
6. 銃器の取り扱いに関する活動（射撃練習会・射撃講演会）
7. その他本会の目的を達成するために必要な活動

(公告)

第4条 当会の公告は、電子公告の方法又は主たる事務所の掲示場に掲示することにより行う。

(機関)

第5条 当会は、役員会（理事会）を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって議決権を持つ法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し会費を納入し入会した者
- (2) 協賛会員 当会が行うイベント等の情報等を得るために入会した者

(入会)

第7条 当会の会員として入会しようとする者は、役員会において別に定めるところにより申し込み、会長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、役員会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 社員総会において全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法律上の社員としての地位を失う。た

だし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還する義務をもたない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当会の社員総会（以下 総会）は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第14条 総会はすべての正会員をもって構成する。

第15条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款及びそれに基づく規則の変更
- (7) 解散
- (8) 役員会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は年に一度毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(召集)

第17条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき会長が召集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することが出来る。

2 総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して総会召集の請求をすることができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。会長及び副会長に事故あるときは、総会に出席した正会員の中から議長を選任する。

(決議)

第 19 条 総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の 3 分の 2 を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 会長又は役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(代理)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任できる。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 会長又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

2 会長及び役員が正会員全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき

正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した副会長は、前項の議事録に署名又は押印をする。

第4章 役員及び顧問

(役員を設置)

第23条 本会に次の役員を置く

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 会長(理事長) | 1名 |
| (2) 副会長(副理事長) | 2名 |
| (3) 会計責任者(専任理事) | 1名 |
| (4) 渉外責任者(専任理事) | 1名 |
| (7) 理事 | 5名 |
| (8) 監事 | 1名以上 |

2 前項の会長(理事長)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長(副理事) 会計責任者(専任理事)をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 必要に応じて各役員に複数名の補佐を置くことができる。

(選任)

第24条 理事及び監事は、推薦に基づき総会の決議によって選任する。

2 監事は、当会または当会に付随する団体の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の5分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

4 選任に関して、必要な事項は別に定める。

(理事の職務権限)

第25条 理事は役員会を組織し法令及び定款の定めるところにより、当会の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長の補佐、代理として、会長が不在のときは、その職務を代行する。

4 会計責任者は、本会の全ての出納事務を取りまとめ報告する義務を持つ。

5 渉外責任者は、役員会の決定したところに従い、当会の担当業務を執行する。

6 渉外責任者は、1会計年度に1回以上、自己の職務執行状況を役員会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも会長及び使用人に対して業務の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 役員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

2 役員は第23条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって総正会員の議決権の3分の2以上の賛成をもって解任することが出来る。

(報酬)

第29条 役員が職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益は、総会の議決を持って定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第30条 役員はその任務を怠ったときは、当会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当会は前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、役員会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第31条 当会に、顧問を1名以上置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの日本大学クレー射撃部又は当会に功労のあった者のうちから、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、当会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第29条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 役員会（理事会）

(構成)

第32条 役員会（理事会）（以下役員会という。）は、すべての役員（理事）をもって構

成する。

(権限)

第33条 役員会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所、議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるほかの当会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の監督

(召集)

第34条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が召集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、この召集手続きを省略することができる。

2 会長以外の役員は、役員会の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。

(議長)

第35条 役員会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 役員会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第37条 役員が役員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

2 役員が役員全員に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を役員会に報告することを要しない。ただし第25条8項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第38条 役員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長及び監事は前項の議事録に署名又は押印をする。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第39条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について総会における決議を経た後、役員会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様である。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は役員会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収支を行うことが出来る。

3 前項の収支は新たに成立した予算の収支とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了前日までに会長が該当事業年度に関する書類を作成し、以下の第1号から

第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、役員会の承認を経て、総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益起算書ならびにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿

(5) 役員の報酬額又は基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第45条 当会は、剰余金の分配を行うことは出来ない。

(特別利益の禁止)

第46条 当会は当会の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を当てることが出来ない。

2 当会は、株式会社、その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付、その他の特別な利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別な利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、総会の特別議決をもって変更することが出来る。

(解散)

第48条 当会は次の事由によって解散する。

- (1) 総会の特別議決。
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併で当会が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第49条 当会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当会と類似の事業を目的とする団体に贈与する。

第9章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるほか、当会の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

(事務局)

第51条 事務局は日本大学クレ射撃部に定時連絡がとれる者、及び電子的公告が出来る者とし、役員会の決定した範囲で会務を代行できる。

2 その他事務局の権限業務は役員会で別に定める。

(最初の事業年度)

第52条 当会の設立当初年度の事業年度は、当会の成立の日から平成24年3月末日までとする。

(設立時役員)

第53条 当会の設立時役員は次の通りである。

設立時会長（理事長）	細入 貞雄
設立時副会長（副理事長）	秋本 綏定
設立時会計責任者（選任理事）	小島 広行

(徽章)

第54条 当会正会員は会務に従事する際、徽章を着用する。

2 徽章は日本大学クレ射撃部の徽章に準拠する。

(法令の準拠)

第55条 定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

改定履歴

平成24年4月6日 誤字修正、役員名変更、役員任期変更、設立時役員の記述を修正、徽章に関する記述を修正